

令和8年6月

河内長野市議会定例会

議 案 書

(3日目追加)

議案第53号	河内長野市特別用途地区内における建築制限に関する条例 の改正について	1
--------	---------------------------------------	---

河内長野市

議案第 53 号

河内長野市特別用途地区内における建築制限に関する条例の
改正について

河内長野市特別用途地区内における建築制限に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 18 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市特別用途地区内における建築制限に関する条例の
一部を改正する条例

河内長野市特別用途地区内における建築制限に関する条例（令和 8 年河
内長野市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

居住環境調整地区	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された南部大阪都市計画特別用途地区の区域のうち居住環境調整地区の区域
----------	--

別表第 2 に次のように加える。

居住環境調整地区	法第 2 条第 2 号の共同住宅又は寄宿舍におけ
----------	--------------------------

	る住宅宿泊事業法第2条第5項の届出住宅又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第13条第1項の国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供する施設
--	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の河内長野市特別用途地区内における建築制限に関する条例第4条の規定は、この条例の施行の際現に居住環境調整地区の区域内において住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の規定による届出がされている同法第2条第5項に規定する届出住宅又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第13条第1項の規定により認定を受けている国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供する施設（いずれも建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第2号の共同住宅又は寄宿舎に限る。）については、適用しない。